

7-2 小学生等との交流について

→◆「高校野球関係者と少年野球（小学生・中学生）との関わりについて」
(日本高野連H27.2.27) (様式K)

(1) 基本

○ 野球教室などを通じて、小学生への野球普及活動を推進する。

(2) 小学生チーム等との交流の形態

○ 高校側、小学生チーム側ともに、複数チームであることを要しない。

○ 原則として、同一都道府県内の高校と小学生チームとの交流であることを要する。ただし、異なる都道府県内チームであっても、隣接する市町村に属するチーム同士の交流は、認められる。

○ 宿泊を伴う交流は、認められない。

○ アウトオブシーズン中の交流も認められる。

○ 小学生チームに属さない小学生や幼児などを対象とした交流も、同様とする。

(3) 留意点

○ 小学生チームとの交流を行おうとする加盟校の指導者は、以下の点に留意すること。

・ 加盟校の校長に対し、予め交流の趣旨や計画を十分に説明して、了承を得る。

・ 所属都道府県連盟に対し、事前に開催計画書を提出する。

・ 実際の交流においては、小学生の体力に合わせたメニューを行い、怪我や事故のないよう努める。

・ 小学生チームの大多数は学校外の活動となるため、万が一怪我をした場合、日本スポーツ振興センターの給付対象とならない。この点は予め双方で十分に確認を行い、交流を実施する。

・ 小学生側の指導者に元プロ野球選手で学生野球資格を回復していない者がいる場合。学生野球憲章13条に記載の通り、本交流は学生野球発展を目的とするものであるため、交流する場に学生野球資格を回復していない者が立ち会っても差し支えない。

ただし、高校生である部員が指導を受けるためのものではないため、学生野球資格を回復していない者から部員が直接指導を受けることは認められない。

・ 交流が認められている趣旨が、野球技術に優れた小学生のレベルアップを図る点にあるのではなく、小学生や幼児に野球の楽しさを多くの子どもに伝えていく点にあることに留意しなければならない。